

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第576号)

平成21年2月27日

横 情 審 答 申 第 576 号

平 成 21 年 2 月 27 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成20年10月27日市広報第1145号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「「新市政広報紙」配布業務について シルバー人材センターとの打合せ（平成20
年度）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「新市政広報紙」配布業務について シルバー人材センターとの打合せ（平成20年度）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「新市政広報紙」配布業務について シルバー人材センターとの打合せ（平成20年度）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成20年9月12日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件申立文書に記載されている財団法人横浜市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）プロパー職員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当するものと判断した。
- (2) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、シルバー人材センターは横浜市が設立した財団法人で、毎年税金から補助金が支払われており、高い透明性が求められる団体であること、そのため、所属する職員は横浜市職員と並ぶくらいに公の職であることを理由に、シルバー人材センター職員の氏名は開示すべきである、と主張している。

公務員等の氏名は、本号ただし書アの規定により開示又は非開示を判断するものであり、一般に販売されている職員録等に氏名が掲載されている場合には、慣行として公にされており、本号ただし書アに該当し、開示すべき情報と判断することができる。

しかし、シルバー人材センターのプロパー職員の氏名は、一般に販売されている職員録等に掲載されているなど慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、本号ただし書アには該当しないものと判断した。

以上により、本件申立文書に記録されているシルバー人材センターのプロパー職員の氏名は、本号本文に該当し、本号ただし書アに該当しないものと判断し、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) シルバー人材センターは、横浜市が100%出資している外郭団体（法定団体）であり、毎年、横浜市をはじめとし、私達の血税から補助金が支払われて運営されており、多数の横浜市職員OBや出向職員を受け入れている典型的な天下り団体である。
- (3) 新市政広報紙は、既存の「広報よこはま」の様に町会や自治会に配布の打診もせず、独善的に不可能と決めつけ、横浜市の典型的な天下り団体であるシルバー人材センターに5千万円も配布委託費用を随意契約にて支払いつつある。
- (4) 横浜市が100%出資する団体であれば、市職員同様の取扱いをしても個人情報として問題はないと考える。実施機関は慣行を盾に非開示の理由とするのであれば、「外郭団体（法定団体）職員録」を作成するなり、現横浜市職員録に外郭団体職員名を記載するなりして開示すべきである。
- (5) シルバー人材センターは、横浜市より多額の随意契約を経常的に締結しており、補助支出の上に更なる随意契約を受けるとは信じられない位の市よりの厚意の扱いであり、私たちの血税が違法・不当に使用されていないかを調査するにあたり、同財団の担当者名が開示されないのは、大きな痛手である。よって、納税者の知る権利より鑑むと不当である。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

横浜市では、平成20年8月から「新市政広報紙」を発行しており、その市内全戸配布業務を平成20年度はシルバー人材センターに委託している。本件申立文書は、当該業務について、受託業者であるシルバー人材センターの職員と市民活力推進局広報課の職員が、平成20年6月24日に打合せをした内容の記録である。

なお、シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づいて、国や横浜市の支援により運営され、高齢者のため

の就業の機会の確保及び提供を主な事業とする外郭団体であり、一般職員、嘱託職員及び横浜市からの派遣職員が在職している。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。また、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、本号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 実施機関は、シルバー人材センターの特定職員の氏名（以下「特定職員の氏名」という。）は本号本文に該当し、本号ただし書アには該当しないとして非開示としている。一方、申立人は、シルバー人材センターは横浜市が100%出資する団体であり、同センターの職員は横浜市職員と並ぶくらいに公の職にあり、横浜市職員と同様の扱いをしても個人情報として問題はなく開示すべきと主張している。

ウ 本件申立文書のうち、特定職員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから本号本文に該当する。また、シルバー人材センターでは、特定職員の氏名を慣行として公にしている事実が認められないため、本号ただし書アに該当せず、また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

エ なお、申立人は、特定職員の氏名は、横浜市職員の氏名と同様の扱いをすべきであると主張している。確かにシルバー人材センターは横浜市が100%出資している外郭団体であるが、その職員は公務に従事する者ではなく、また、その職員の氏名は横浜市職員の職務遂行に係る氏名のように、慣行として公にされている事情が認められないため、特定職員の氏名を横浜市職員の氏名と同様に扱うことはできない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を条例第7条第2項第2号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 池田陽子、委員 高見沢 実

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年10月27日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成20年11月7日 (第69第三部会) 平成20年11月13日 (第135回第一部会)	・諮問の報告
平成20年11月14日 (第137回第二部会)	・諮問の報告 ・審議
平成20年11月25日	・異議申立人から意見書を受理
平成20年11月28日 (第138回第二部会)	・審議
平成20年12月12日 (第139回第二部会)	・審議
平成21年1月23日 (第141回第二部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成21年2月13日 (第142回第二部会)	・審議